

廃棄物処理法見直し

廃棄物処理法見直しのおおよその方向性が示された。昨月1月に開かれた環境省の中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会第7回会合で出された報告書(案)では、従来からの電子マニフェスト普及とともに、ダイコト事件な廃棄物横流しに関連して、電子二虚偽記載の検知や警告発出、罰則強化などが盛り込まれた。

駆け足の見直し審議

廃棄物処理法は30 門委回会の第1回会合10年改正の施行から開かれたのは昨年55年が経過したこと1月10日だ。併い、見直しが議論されることになった。 第7回会合以降、関係者らから電子マニフェスト普及やいわゆる「虚偽物」に関する重要な改正がなされた。望み事項、ダイコト事件11年に東日本大震災が、それが施行される「アリンタ」を行い、9月1年詳細い識者ら10の第5回会合は、廃棄物対策や廃棄物推進に関する論議、廃棄物の適正処理の推進による放射能汚染廃棄物の対策で、廃棄物処理法の改正の周知徹底どころではない。具体的な議論に入る。大震災と発生した。これらの議論を踏まえ、廃棄物対策の一部を除き(ほとんども)に、昨年12月1日の第7回会合で、専門委員会(案)の改正も想定し、15年には災害廃棄物を明らかにし、委員による意見を加味して、法改正もなされた。 環境省はこれらの対応を整理して「報告書」を「改正法」にまとめた。報告書としてまとめる年の見直しになった。ここでいっている。報告書が明らかになるのを待って審議する。報告書が明らかになるのを待って審議する。報告書が明らかになるのを待って審議する。

電マニ、一部で義務化か



急ピッチで進められた廃棄物処理法見直し(第7回 廃棄物処理制度専門委員会)

処理業界は当面の課題解決強調

んだ抜本的な見直しは記載の防止、電子マニフェストの普及と拡大。現状に耐えかね、業者の責任の徹底、廃棄物の不適正処理の強化が顕在化した。 今回、報告書(案)で、あがった主要論議は、 ①産業廃棄物の処理状況の透明化の向上(電子マニフェストの普及) ②環境汚染、POPs条約や「養殖」などを盛り込んだ条約の普及(偽造品) ③再処理(偽造品)の徹底、健康

全産廃連、電マニで意見書

虚偽記載防止で規制強化も

今回の廃棄物処理法 見直しで大きな焦点と 事柄などを明らかに

17新春特別号 No.4 第2部

一定規模以上の特別留 ンフェストについては、 出事業者と処理業者 (収集運搬・中間処理 最終処分)を対等に 義務化する方向性が打 ち出された。今回の法 見直しの大きな目的の 一つは、表裏の不正な 直しの方向性がなされ 報告書(案)の審議 に向けて、関係団体 体でも詰めの議論が行 われた。 例えば、電マニ運用 した後、電子マニフェ ースの運用状況に ついては検査、維持され たり、排出事業者が電マニ 登録した後は、排出事業者 収集運搬業者や処分業

トの使用義務付けの必 要性・対象範囲、少量 または少頻度の排出事 業者、細かい収集運搬 業者の把握、なるひ に工程などが関係する の間で合意形成される 必要がある。10月、 環境省は13年10月、 「電子マニフェスト普 及拡大に向けたロード マップ」を明らかにし ているが、その文脈に も紙、電マニ関係、 マニフェスト制度全体 が適切に運用されてい

「3日ルール」の再検討

全産廃連が「意見」 で提案している法的措 置の1項目は、「排出 事業者と課せられて いる産業廃棄物の引き 渡し後の登録期間を短 縮すること」をあげて

「当たり前」を明確にする

「意見」の4項目に からは、「情報処理セン ーへの委託に係る産 業者の廃棄物の種類と数 量、運搬または処分を 委託し事業者の氏名、JWエンターに登録し なければいけない。取 運業者がある日に産業 廃棄物を受け取った、 即日処分業者に搬入 することがあるので得る が、電マニ上ではまた 登録もされていない。 5項目には、「排出 事業者が情報処理セン ターへの登録期限、産 業者の引渡後、3日以内で登録するこ と」を順守すること 日以内に登録すること 産業者収集運搬業者や 処分業者と課せられて いる運搬または処分の終 了時の報告期限には税 休日を含まないこと。 先ずとは逆のパター ンの実務上の課題 用については、産業廃 棄物処理業者の罰則 適用を除外すること をあげている。 例えば、排出事業者 が産業廃棄物の引渡